



発行 東京都

目次

39

規則

訓令

- 東京都予算事務規則の一部を改正する規則……………（財務局主計部財政課）…一
- 東京都図書類取扱規程の一部改正……………（総務局総務部文書課）…一
- 東京都印刷物取扱規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都電子情報処理規程の一部改正……………（総務局情報通信企画部企画課）…二
- 職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…二
- 東京都職員勤務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………（同）…三
- 宿日直勤務規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…三
- 東京都安全衛生管理者等設置規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都サービス監察規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都都民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）…四
- 東京都統計調査調整規程の一部改正……………（総務局統計部調整課）…四
- 東京都建築物等保全規程の一部改正……………（財務局建築保全部工務課）…五
- 東京都工事施行規程の一部改正……………（財務局建築保全部技術管理課）…五
- 東京都工事関係基準協議会規程の一部改正……………（同）…五

規則

○東京都広報及び広聴事務規程の一部改正……………（生活文化局広報広聴部広報課）…五

○東京都有償刊行物取扱規程の一部改正……………（生活文化局広報広聴部都民の声課）…六

東京都予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都予算事務規則の一部を改正する規則

東京都予算事務規則（昭和四十年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同項第二号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第四号

東京都図書類取扱規程（平成元年東京都訓令第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

事務 所 支 店 一 般

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第五号中「室長」を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五号

東京都印刷物取扱規程（昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六号

東京都電子情報処理規程（平成三年東京都訓令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。  
第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

第四条第二項中「総務局」を「戦略政策情報推進本部」に改める。

第五条第二項及び第三項中「総務局長」を「戦略政策情報推進本部長」に改める。

第七条の二第一項及び第七条の三中「部」の下に「及びこれに相当する所」を加える。

第九条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項、第十四条、第十五条、第十六条

第二項、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条の二、第二十七条の三、

第三十条、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第三項並びに第三十四条第二項中

「総務局長」を「戦略政策情報推進本部長」に改める。

「第二節 情報セキュリティ対策」を「第二節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第三十四条の二第一項中「総務局長」を「戦略政策情報推進本部長」に、「情報セキ

ュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策実施体制」に改める。

第三十五条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定中「総

務局長」を「戦略政策情報推進本部長」に改める。

別表五の項を次のように改める。

五 東京都庁内連携システム

電子申請を行う際に利用する情報処理システムのうち、東京電子自治体共同運営システム（以下「共同運営システム」という。）と連携することにより、東京都内部認証システムで扱う職員・組織情報と共同運営システムで扱う職員・組織情報との読替え処理を行うものをいう。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第七号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第三号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第八号

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第四条の二第二項第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第九号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所

採用委員会事務局  
労働委員会事務局

一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第四条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

宿日直勤務規程（平成七年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

庁 中 一 般  
支 業 所

東京都安全衛生管理者等設置規程(昭和四十九年東京都訓令第四十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

東京都服務監察規程(昭和四十七年東京都訓令第百六十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十三号

東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年東京都訓令第九十八号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第六号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

東京都統計調査調整規程(昭和四十七年東京都訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

東京都建築物等保全規程(平成十年東京都訓令第一号)の一部を次のように改正する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。  
第十五条の見出しを「(改修の仕様書)」に改め、同条中「別に財務局長が定める改修標準仕様書」を「東京都工事施行規程(昭和四十六年東京都訓令甲第十五号)第十条に定める標準仕様書」に改め、同条ただし書を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

東京都工事施行規程(昭和四十六年東京都訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第三号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

東京都工事関係基準協議会規程(昭和五十八年東京都訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第三項中「都市整備局企画担当部長」の下に「住宅政策本部都営住宅経営部長」を加える。

第八条第四項中「都市整備局総務部技術管理課長」を「都市整備局総務部企画技術課長、住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

東京都広報及び広聴事務規程(昭和五十二年東京都訓令第九号)の一部を次のように改正する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条第二号中「総合的刊行物」を「刊行物」に改め、同条第三号中「ビデオ」を「映像」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 シティホールテレビ(CHTV)等による庁内放送

第四条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第八条中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

庁 中 一 般  
支 庁  
事 業 所

東京都有償刊行物取扱規程（昭和四十四年東京都訓令甲第七十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項第一号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

